安　全　管　理　規　程

平成 18 年 11 月 1 日

（最終改正日　令和 6 年 10 月 23 日）

四国開発フェリー株式会社

目　　次

第 1 章　総　　則 -- 1
第 2 章　経営トップの責務-------------------------------------- 3
第 3 章　安全管理の組織 ------------------------------------- 4
第 4 章　安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名-- 5
第 5 章　安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制 ------------ 6
第 6 章　安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 --------- 6
第 7 章　安全管理規程の変更 --------------------------------- 8
第 8 章　運航計画、配船計画及び配乗計画 ---------------------- 8
第 9 章　運航の可否判断-------------------------------------- 9
第 10 章　運航に必要な情報の収集及び伝達 ---------------------- １０
第 11 章　輸送に伴う作業の安全の確保 ------------------------- １１
第 12 章　輸送施設の点検整備 --------------------------------- １３
第 13 章　海難その他の事故の処理 ----------------------------- １４
第 14 章　安全に関する教育、訓練及び内部監査等------------------ １５
第 15 章　雑　　則 -- １６

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、当社全従業員がこれを徹底して実行することを新たに盛り込んだ海上運送法第１０条の３（安全管理規程等関係）に基づき、当社の使用する旅客フェリー（以下船舶）の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社員一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

(１)安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方針に沿って確立され、実施され、維持される状態
(２)経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(３)安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(４)安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(５)安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(６)運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(７)運航管理員	運航管理者以外の者で船舶運航の管理に従事する者
(８)副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(９)運航管理補助者	運航管理者または副運航管理者の職務を補佐する者
(10)運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(11)副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)運航計画	起終点、寄港点、航行経路、航海速力、運航回数、

	発着時刻、運航の時季等に関する計画
(15)配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的地への航海を開始すること
(18)基準航行	基準経路を基準速力で航行すること
(19)港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(20)入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を運航して防波堤等の内部へ進航すること
(21)運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」及び「入港（着岸）」を意味する
(22)反転	目的港への航行継続を中止し、発航港へ引返すこと
(23)気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離、ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との垂直距離）
(24)運航基準図	航行経路（起終点、寄港点、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(25)船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(26)陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設区域内に限る。
(27)危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(28)陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(29)車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(30)自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪以外のもの

（運航基準、作業基準及び事故処理基準、消火プラン及び地震防災対策基準）

第３条　この規程の一部として、運航基準、作業基準、事故処理基準、消火プラン及び地震防災対策基準を定める。

2　船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3　旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

4　事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

5　車輌甲板のおける火災事故への対応については、基本的には消火プランに定めるところによることとするが、状況に応じて、人命の安全確保を最優先とした的確な措置を講じることとする。

6　地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第２章　経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第４条　船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

（１）関係法令及び社内規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底

（２）安全方針の設定

（３）安全重点施策の策定及び確実な実行

（４）重大な事故等に対する確実な対応

（５）安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要因、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること

（６）安全マネジメント態勢の見直し

（経営トップの責務）

第５条　経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2　経営トップは、事業の輸送の安全を確保するために管理業務の実施を明らかにする。

（安全方針）

第６条　経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2　安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

（１）関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

（２）安全マネジメント態勢の継続的改善
3　安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
4　安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

（安全重点施策）
第７条　安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。
2　安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれを策しその達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
3　安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする
4　安全点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第３章　安全管理の組織

（安全管理の組織）
第８条　この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

（１）東予支店	安全統括管理者	１　名
	運航管理者	１　名
	副運航管理者	２　名
	運航管理補助者	９　名
（２）大阪支店	副運航管理者	１　名 （神戸営業所兼務）
	運航管理補助者	２　名 （１名神戸営業所兼務）
（３）神戸営業所	副運航管理者	１　名 （大阪支店兼務）
	運航管理補助者	２　名 （１名大阪支店兼務）
（４）新居浜営業所	副運航管理者	１　名
	運航管理補助者	２　名

2　各支店の管理する区域は、次のとおりとする。
（１）運航管理者は航路全区域とする。
（２）副運航管理者の管理する区域は次の通りとする。
東予支店　備讃瀬戸以西（大串埼～地蔵埼を結んだ線以西）
大阪支店　備讃瀬戸以東（大串埼～地蔵埼を結んだ線以東）

第　4　章　　安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名等

（安全統括管理者の選任）

第９条　経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第７条の２の２に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

（運航管理者の選任）

第 10 条　経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第７条の２の３に規定する要件に該当するもの中から運航管理者を選任する。

（安全統括管理者及び運航管理者の解任）

第 11 条　経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

（１）国土交通大臣の解任命令が出されたとき

（２）身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

（３）安全管理規程に違反する等により、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれれがあると認められるとき

（運航管理員の選任及び解任）

第 12 条　経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

２　経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。

３　経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。

４　経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

（運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名）

第 13 条　運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

２　前項の場合において運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ２人以上の者を順位を付して指名することができる。

第　5　章　　安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

（安全統括管理者の勤務体制）

第 14 条　安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2　安全統括管理者がその職務を執ることができない時は経営トップが職務を執ものとする。

（運航管理者の勤務体制）

第 15 条　運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として東予支店に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは副運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。

2　運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と東予支店の副運航管理者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第１３条第２項項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

（副運航管理者の勤務体制）

第 16 条　副運航管理者は、自己の勤務する東予支店、大阪支店の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として各店所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該各店所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2　副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることが出来ないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第１３条第２項の順位に従い副運航管理代行が自動的に副運航管理者の職務を代行するものとする。

第　6　章　　安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

（安全統括管理者の職務及び権限）

第 17 条　安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

（１）安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し維持すること。

（２）安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び

改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
（３）関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

（運航管理者の職務及び権限）
第 18 条　運航管理者の職務及び権限は、次の通りとする。
（１）この規程の次章以下に定める職務を行うほか､船長の職務権限に属する事項を除き､船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること
（２）船舶の運航全般に関し､船長と協力して輸送の安全を確保すること
（３）運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること
2　運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものでない。

（副運航管理者の職務）
第 19 条　副運航管理者は、自己の勤務する各店所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。
（１）気象、海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
（２）運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
（３）陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
（４）陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
（５）陸上施設の点検及び整備
（６）旅客等が遵守すべき事項等の周知

（運航管理補助者の職務）
第 20 条　運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第１３条第２項の順位に従いその職務を代行する。

第　7　章　　安全管理規程の変更

（安全管理規程の変更）

第 21 条　安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは遅滞なく、規程の変更を発議しなければならない。

2　安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しければならない。

3　経営トップは、第１項の発議があったときは、関係部の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第　8　章　　運航計画、配船計画及び配乗計画

（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

第 22 条　運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、営業部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、営業部長が決定する。

2　営業部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。

3　運航管理者は、第１項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。

（１）使用船舶の構造、設備及び性能

（２）陸上施設の構造、設備及び性能

（３）使用船舶と陸上施設の適合性

（４）使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況

（５）運航ダイヤ

（６）その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

（配乗計画の作成及び改定）

第 23 条　配乗計画を作成又は改定する場合は、海務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、海務部長が決定する。

2　海務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。

3　運航管理者は、第１項の同意に際しては次の事項についてその安全性を検討するものとする。

（１）法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。

（２）航路に関する気象、海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。

（３）その他輸送の安全の確保上必要と認める事項。

（運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）

第 24 条　運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、営業部が原案を作成し運航管理者の安全上の同意を得て営業部長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、海務部が同様の措置を講じたのち、海務部長が決定する。

2　営業及び海務部は、計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。

3　船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第　9　章　　運航の可否判断

（運航可否判断）

第 25 条　船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象、海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2　船長は、運航の中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3　運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 30 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4　第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5　船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6　運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7　運航中止の措置をとるべき気象、海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については運航基準に定めるところによる。

（運航管理者の指示）

第 26 条　運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2　運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

（経営トップ及び安全統括管理者の指示）

第 27 条　経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2　経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3　経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

第 28 条　運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

（運航の可否判断等の記録）

第 29 条　運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第　１０　章　　運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

第 30 条　運航管理者は、次に掲げる事項を把握し（４）及び（５）については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

（１）気象、海象に関する情報
（２）港内事情、航路の自然的性質
（３）陸上施設の状況
（４）水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
（５）乗船した旅客数及び車両数
（６）営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
（７）船舶の動静
（８）その他航行の安全確保のために必要な事項

（船長の措置）

第 31 条　船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。但し（１）及び（２）については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

（１）発航前検査を終え出港するとき

（２）運航基準に定められた地点に達したとき

（３）入港したとき

（４）事故処理基準に定める事故が発生したとき

（５）運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、その他の設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

２　船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとる。

（１）気象、海象に関する情報

（２）障害物（浮遊物）及び鯨類の目撃に関する情報

（３）海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等

（４）その他航行中の水路の状況

（運航基準図）

第 32 条　運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶事に作成しなければならない。

２　運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。

３　運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第　１１　章　　輸送に伴う作業の安全の確保

（作業体制）

第 33 条　運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

２　運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という）を指名する。

３　船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という）を指名する。

４　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

５　作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

（危険物等の取扱い）

第 34 条　危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

（旅客の乗下船等）
第35条　旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

（車両区域の立入制限）
第36条　船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に揚げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。
（１）危険物積載車
（２）家畜等積載車（家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る）
（３）ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る）
2　船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

（船内巡視）
第37条　船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客が遵守するべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。
2　船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。但し、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに、船長に報告するものとする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）
第38条　運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）
第39条　安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
2　乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が０．１５㎎以上ある間、当直を実施してはならない。
3　船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が０．１５㎎以上ある間、当直を実施させてはならない。

第１２章　輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第 40 条　運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第 41 条　船長は、次の設備・装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日１回以上点検を実施するものとする。但し、当日発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

（１）船体
（２）機関
（３）排水設備
（４）操舵設備
（５）係船設備
（６）揚錨設備
（７）救命設備
（８）消防設備
（９）無線設備
（10）脱出設備
（11）非常用警報装置
（12）照明設備
（13）航海用具
（14）乗降用設備
（15）放送設備
（16）その他（衛生設備、掲示板等）

2　船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事を報告（副運航管理者を経由する場合を含む）するものとする。

（１）異常のある個所（次号に掲げるものを除く）及びその状況並びにそれに対して講じた措置。
（２）乗組員のみでは修復整備できない異常のある箇所及びその状況。

3　運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに海務部に対し、当該状況を通報し、乗組員の措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

（陸上施設の点検整備）

第 42 条　運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日１回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

（１）係留施設　（防舷材、ビット、岸壁等）
（２）乗降用施設　（可動橋、タラップ等）

（３）転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）
（４）駐車場施設
（５）船客待合所　（消火設備、掲示板等）

2　運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む）は、直ちに海務部に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第　13　章　　海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第 43 条　事故の処理にあたっては、次に揚げる基本的態度で臨むものとする。
（１）人命の安全の確保を最優先すること。
（２）事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
（３）事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
（４）船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
（５）陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第 44 条　船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。

この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2　船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとるべき措置）

第 45 条　運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報すること。

2　前項の措置は、第 47 条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする

（経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置）

第 46 条　安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、

経営トップへ速報すること。

2　経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講ずること。

（非常対策本部）

第 47 条　経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

（通信の優先処理）

第 48 条　事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

（関係官署への報告）

第 49 条　運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故調査委員会）

第 50 条　経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2　事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第　１４　章　　安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第 51 条　安全統括管理者は、海務部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準、消火プラン及び地震防災対策基準を含む）船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2　運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に

併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操　練）

第 52 条　船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

2　運航管理者は、船長に消火プランを的確に実施できるよう繰練を実施させなければならない。

（訓　練）

第 53 条　安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年１回以上これを実施しなければならない。訓練は全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとし、前条の操練に併せて実施することができる。

2　安全統括管理者及び運航管理者は、消火プランを適確に実施できるよう訓練を実施しなければならない。

3　前項の消火プランに関する訓練は、訓練計画に基づき適切に実施しなくてはならない

4　訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

（記　録）

第 54 条　運航管理者は、前３条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記載しておくものとする。

（内部監査及び見直し）

第 55 条　内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年１回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合はすみやかに実施する。

2　内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3　内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する

4　内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5　内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行う他、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第　１５　章　　雑　　則

（安全管理規程等の備付け等）

第56条　安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準、消火プラン及び地震防災対策基準を含む）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるように備付けておかなければならない。

2　安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

（情報伝達）

第57条　安全統括管理者は、パソコン、社内ＬＡＮ等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化と容易なアクセス手段を用意する。

2　輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへ直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。

3　安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。

4　安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附　　　則

　この規程は、平成１８年１１月１日より実施する。

平成１９年３月２１日　改正

平成１９年３月２６日　改正

平成１９年７月　１日　改正　（作業基準　第５章）

平成２０年１月　９日　改正　（運航基準表　運航基準図変更）

平成２０年５月１０日　改正　（運航基準表の変更）

平成２２年３月２６日　改正　（作業基準、積載車輌固定マニュアル追加）

平成２４年１０月１日　改正　（運航基準経路表　運航基準経路図）

平成２５年１月１５日　改正　（運航基準経路表）

平成２６年９月　１日　改正　（地震防災対策基準）

平成２７年２月　１日　改正　（安全管理の組織）

平成２９年７月　１日　改正　（作業基準、消火プラン新設）

平成３０年８月２５日　改正　（運航ダイヤ変更、運航基準図変更、東予港出入港基準）

平成３０年１２月６日改正（運航ダイヤ変更、運航基準図変更）

令和元年１１月８日改正（飲酒等の禁止変更、運航の可否判断変更）

令和６年１０月２３日改正（運航基準図、東予港入出港基準）

運　　航　　基　　準

平成 18 年 11 月 1 日

（最終改正日時　令和 6 年 10 月 23 日）

四国開発フェリー株式会社

目　　次

第１章　目　　的 ---------------------------- 1

第２章　運航の可否判断 ------------------------ 2

第３章　船舶の航行 ---------------------------- 3

第　１　章　　目　　　的

（目的）

第１条　この基準は安全管理規程に基づき、東予～新居浜～神戸～大阪航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第　２　章　　運航の可否判断

（発航の可否判断）

第２条　船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 ＼ 港名	風　速	波　高	視　程
東予港	１８ｍ/ｓ以上	２.５ｍ以上	５００ｍ以下
大阪港	１８ｍ/ｓ以上	１.５ｍ以上	５００ｍ以下
神戸港	１８ｍ/ｓ以上	１.５ｍ以上	５００ｍ以下
新居浜港	１８ｍ/ｓ以上	２.５ｍ以上	５００ｍ以下

２　船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速２３ｍ/ｓ以上　　　波高４ｍ以上

３　船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 / 港名	発航港に近接した海域	視程
東予港	東予港から新居浜航路第２号灯浮標に至る海域	５００ｍ以下
大阪港	関門(防波堤)から大阪港港界線に至る海域	
神戸港	六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞ(防波堤)から神戸港港界線に至る海域	
新居浜港	新居浜港から新居浜航路第２号灯浮標に至る海域	

４　船長は、前３項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置をとらなければならない。

（基準航行の可否判断等）

第３条　船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は積載貨物、積載車両の移動転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

２　前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
20 m/s以上(船首尾方向の風を除く)	波高2.5m以上又はうねり階級６以上

３　船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路の変更に　より目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速　２３ｍ／ｓ以上	波高　４ｍ以上

４　船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視　　程	１０００ｍ以下

５　船長は、次に掲げる海域を航海中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海　　域	視　　程
古三埼から田島高山山頂を結んだ線と馬ヶ鼻から地蔵埼を結んだ線との航行海域､明石海峡東方灯浮標付近から明石海峡西方灯浮標付近までの航行海域	５００ｍ以下

（入港可否判断）

第４条　船長は、入港予定地港内の気象、海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名＼気象・海象	風　速	波　高	視　程
東　予　港	１８ｍ／ｓ以上	２．５ｍ以上	５００ｍ以下
大　阪　港	１８ｍ／ｓ以上	１．５ｍ以上	５００ｍ以下
神　戸　港	１８ｍ／ｓ以上	１．５ｍ以上	５００ｍ以下
新居浜港	１８ｍ／ｓ以上	２．５ｍ以上	５００ｍ以下

（運航の可否判断等の記録）

第４条の２　運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した時又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を航海日誌等に記載すること。

第　３　章　　船舶の航行

（航海当直配置等）

第５条　船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

（１）出入港配置　　　　　通常配置
（２）狭視界出入港配置　　総員配置
（３）通常航海当直配置　　通常当直配置
（４）狭視界航海当直配置　狭視界の状況により適宜増員する
（５）荒天航海当直配置　　荒天の状況により適宜増員する
（６）狭水道航行配置　　　通常航海当直配置に船長指揮

（運航基準図等）

第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項については、運航基準図の分図別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

（１）起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
（２）航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
（３）標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
（４）船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
（５）通行船舶、漁船等により、通常、船舶が輻輳する海域
（６）船長が運航管理者又は副運航管理者と連絡をとるべき地点
（７）航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
（８）鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域
（９）その他航行の安全を確保するために必要な事項

２　船長は、基準経路、第２条第３項の近接海域、第３条第５項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第７条　基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路、第２基準経路、第３基準経路の３経路とする。

２　基準経路の使用は次表のとおりとする。

名　称	使　用　基　準
常用基準経路	周　　　　年
第2基準経路	燧灘、播磨灘海域において風速が20mを超えるとき
第3基準経路	燧灘海域において漁船、流し網漁船が多数群在するとき

3　船長は、第２基準経路、第３基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4　船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5　運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準）

第８条　速力基準は次表のとおりとする。

船　　名	おれんじホープ		おれんじ　おおさか		おれんじ　えひめ	
速力区分	速　　力	翼角度	速　　力	翼角度	速　　力	翼角度
最 微 速	6.0ﾉｯﾄ	5.0°	6.0ﾉｯﾄ	8.0°	6.0ﾉｯﾄ	8.0°
微　　速	9.0ﾉｯﾄ	9.5°	9.0ﾉｯﾄ	12.0°	9.0ﾉｯﾄ	12.0°
半　　速	12.0ﾉｯﾄ	13.5°	12.0ﾉｯﾄ	16.0°	12.0ﾉｯﾄ	16.0°
全　　速	15.0ﾉｯﾄ	17.5°	15.0ﾉｯﾄ	20.0°	15.0ﾉｯﾄ	20.0°
航海全速	24.3ﾉｯﾄ	28.0°	22.7ﾉｯﾄ	26.0°	22.7ﾉｯﾄ	26.0°

2　船長は、速力基準表を船橋内及び機関室内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3　船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

第９条　船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板上にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

（１）入　　出　　港

（２）備讃瀬戸南航路

（３）備讃瀬戸東航路

（４）備讃瀬戸北航路
（５）明石海峡航路
（６）夜間の大阪湾
（７）視界不良のとき
（８）荒天のとき
（９）前各号に掲げるほか、本船に危険のおそれがあるとき

（特定航法）
第10条　運航基準図に基づく基準経路の針路に従い航行しなければならない。
２　海上交通安全法の航法
（１）海上交通安全法適用海域においては、当該海交法に従って航行しなければならない。
（２）航路内にあっては、航路に沿って航行しなければならない。
（３）適用海域内にあっては特に巨大船及び漁労船等に十分な注意を払い航行しなければならない。

３　東予港の航法
（１）東予港に入港しようとする場合は、第１号灯浮標と第２号灯浮標の中央線にあたる２１４度線上に船位して、水路の中央部に入り、中央部を航行しなければならない。
（２）東予港を出港しようとする場合は、第４号灯浮標を左にみて、水路の中央部に入り、中央部を航行しなければならない。
（３）出入港しようとする場合、水路に入る前に、水路内において行合船の有無を確めなければならない、行合船のある場合はこれを避けなければならない。
（４）水路内においては並列航行あるいは、他の船舶を追い越してはならない。
（５）船舶は、東予港においては第２号灯浮標を通過するまで及び入港通過後は原則として９ノット以下で更に第２号灯浮標より２．５海里の地点沖合までの間は原則として１２ノット以下に減速し付近の、のり網等作業船に被害を与えないよう十分注意して航行しなければならない。

４　大阪港の航法
（１）大阪南港に入出港しようとする場合は、南港信号所の信号に従って入出港すること。信号の確認が出来ない場合は、おおさかポートラジオ又は南港信号所と交信し、入出港の指示を受けなければならない。
南港信号所の管制信号は下記のとおりとする。

南港信号所の管制信号

信号の種類	信号の形式		信号の意味	
	灯火	形象物	運航できる	運航できない
1.入航信号	２秒毎に白色光１閃	黒色の円錐形	すべて入港できる	500総トン以上の船舶は出港できない
2.出航信号	２秒毎に赤色光１閃	黒色の方形	すべて出港できる	500総トン以上の船舶は入港できない
3.5000総ﾄﾝ以上の船舶入出港禁止信号	３秒毎に赤白色光１閃	黒色の鼓形	5000総トン未満の船舶は入出港できる	5000総トン以上の船舶は出入港できない
4.入出港禁止信号	６秒毎に赤色光３閃及び白色光３閃	黒色の鼓形と赤色方旗	港長の指示を受けた船舶だけ入出港できる	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出港できない

（２）大阪港に入出港する場合は、大阪港船舶通航信号所を有効利用し、気象・海上交通情報及び船位・その他運航上必要な情報の援助を適宜うけるものとする。

（３）船舶は、水路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

（４）船舶は水路内において、並列して航行してはならない。

（５）船舶は水路内においては、船舶と行き合うときは右側を航行しなければならない。

（６）船舶は水路内おいては、他の船舶を追い越してはならない。

（７）入港待ち泊地及び転錨地は、港長の指定錨地とするが、特に指示がなければ第３区内とする。

（８）船舶は大阪港においては、南港第２号灯浮標以内は原則として９ノット以下で更に同灯浮標より２．５海里の地点沖合いまでの間は原則として１２ノット以下に減速して航行しなければならない。

（９）船舶は出港しようとする時は、南港第２号灯浮標を左に見て出港しなければならない。

5　新居浜港の航法

（１）新居浜港水路においては、水路内に入ろうとする船舶や水路から出ようとする船舶は、水路内を航行する船舶の進路を避けなければならない。

（２）船舶は水路内においては、並列航行又は他の船舶を追い越してはならない。

（３）船舶は、水路内においては、他の船舶と行き合うときは右側を航行しなければならない。

（４）船舶は、入港する場合水路の入口又は入口付近で他の船舶と出合うおそれのあるときは、出港する船舶を避けなければならない。

（５）船舶は新居浜港においては、東港航路内は原則として９ノット以下で更に新居浜航路第３号灯浮標までの間は、原則として１２ノット以下に減速し付近の、海苔網等の作業船に被害を与えないよう十分注意して航行しなければならない。

6　神戸港の航法

（１）神戸港六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞに入出港しようとする場合は、近接するダイヤの各船間で交信し入出港の順位を決定し安全に入出港すること。

（２）昼間においては行先信号（２代、ＲＮ）を掲げて入港すること。

（３）神戸港六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞ水路において、水路に入ろうとする船舶及び水路から出ようとする船舶は水路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

（４）神戸港六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞに入出港する場合は水路中央第１第２及び第３号灯浮標の右側を航行しなければならない。

（５）船舶は水路内においては、船舶と行き合う場合は右側を航行しなければならない。

（６）船舶は、水路内においては並列して航行してはならない。

（７）入港待ち泊地及び転錨地は港長の指定錨地とするが特に指示がなければ六甲アイランド東側第６区内とする。

（８）船舶は、神戸港六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞにおいては水路中央第２号灯浮標以内は原則として９ノット以下で更に同浮標より２．５海里沖合いまでの間は原則として１２ノット以下に減速して航行しなければならない。

8　速力の制限

海上交通安全法に基づく省令で定める航路の区間においては１２ノットを超えて航行してはならない。

（通常連絡等）

第 11 条　船長は、基準経路上の次の（１）の地点を通過したときは当該地点を管理する、東予支店の運航管理者又は副運航管理者、大阪支店の副運航管理者あてに次の（２）の事項を連絡しなければならない。

（１）地蔵埼通過時　　　下りの場合は東予支店
　　　地蔵埼通過時　　　上りの場合は大阪支店
（２）連絡事項
・通過地点名
・通過時刻
・天候、風向、風速、波浪、視程の状況
・その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項等

２　運航管理者又は副運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）
第 12 条　船長と運航管理者又は副運航管理者の連絡は、次の方法による。

区　　分	連　　絡　　先	連　絡　方　法
通常の場合	11条第1項に規定する支店	船電話・ＦＡＸ・Ｅ-mail
緊急の場合	東予支店	船舶電話

（避泊地の選定等）
第 13 条　運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事等の状況、漁具の設置状況、気象、海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

（１）大阪湾
（２）小豆島（内海湾、池田湾、坂手湾）
（３）粟島錨地
（４）福山湾

２　船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象、海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差しつかえない。
３　運航管理者又は副運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象、海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4　船長は、避泊後直ちに避泊位置、停泊方法、付近の気象、海象、他船の停泊状況等を運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。その後２時間毎に付近の気象、海象、他船の停泊状況等を運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。

5　前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

（入港連絡）

第 14 条　船長は、東予港、新居浜港、又は神戸港、大阪港入港１時間前になったときは運航管理者又は副運航管理者に次の事項を引続き連絡するものとする。

（１）入港予定時刻

（２）曳船使用の希望の有無、その他運航管理者又は副運航管理者の援助を必要とする事項。

2　前項の連絡を受けた運航管理者又は副運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については、引続き連絡するものとする。

（１）旅客及び車両数の予約状況

（２）着岸岸壁の指定

（３）着岸岸壁の使用船舶の有無

（４）着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

（５）岸壁付近の天候、風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向）及び潮流

（６）曳船の準備状況その他操船上の参考となる事項

（曳船の使用基準）

第 15 条　運航管理者又は副運航管理者は、船舶の入出港時、岸壁付近の風速を確認し、次表の条件に達しているとき又は達するおそれがあると認めるときは、船長と協議の上あらかじめ次表の基準により曳船を手配するものとする。

ただし、曳船の実際の使用は船長の判断によるものとする。

港　　名	風　　速	曳　　　　船
東 予 港	１５m/s　以上	曳船　１隻使用
大 阪 港	１５m/s　以上	曳船　１隻使用
神 戸 港	１５m/s　以上	曳船　１隻使用
新居浜港	１５m/s　以上	曳船　１隻使用

ただし、おれんじホープに関しては風速１３ｍ／ｓ以上で曳船を手配するものとする。

（機器点検）

第 16 条　船長は、入港着岸前、桟橋手前（入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進（翼角作動）、舵等の点検を実施する。

（記録）

第 17 条　船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。曳船使用基準に達した時又は達するおそれがあった場合における曳船の不使用については、判断理由を航海日誌等に記載する。

作　　業　　基　　準

平成18年11月1日

（最終改正日時　平成30年12月6日）

四国開発フェリー株式会社

目　　次

第１章　目　的　---------------------------------------　1

第２章　作業体制　---------------------------------------　1

第３章　危険物等の取扱い　---------------------------------　2

第４章　乗下船作業等　-----------------------------------　3

第５章　旅客の遵守事項等の周知　---------------------------　8

第　1　章　目　　的

（目的）

第１条　この基準は安全管理規程に基づき東予～新居浜～神戸～大阪航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第　2　章　作業体制

（作業体制）

第２条　陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。
なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

（１）陸上作業（東予、大阪、新居浜港）

1	乗下船する車両の誘導	車両誘導係（２人）
2	乗下船する旅客の誘導	旅客係（２人）
3	可動橋等陸上岸壁施設の操作	ﾗﾝﾌﾟｳｪｲ運転係（２人）
4	船舶の離着岸壁の綱取り、綱放し	綱取係（４人）
5	乗船待機中の旅客及び車両の誘導	駐車場整理係（３人）

東予、大阪、新居浜港においては６名にて兼務する。

（２）神戸港の陸上作業

1	乗下船する車両の誘導	車両誘導係（３人）
2	乗下船する旅客の誘導（待合所と船舶間の輸送）	旅客係（２人）
3	可動橋等陸上岸壁施設の操作	ﾗﾝﾌﾟｳｪｲ運転係（１人）
4	船舶の離着岸壁の綱取り、綱放し	綱取係（４人）

神戸港においては６名にて兼務する。

（３）船内作業

1	乗下船する車両の誘導	車輌誘導係（６人）
2	乗下船する旅客の誘導	旅客係（３人）
3	航送旅客の誘導	航送旅客係（４人）
4	固縛装置等の取付、取外し	固縛係（３人）

2　乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

（陸上作業指揮者の所掌）

第３条　陸上作業指揮者は運航管理者又は副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

（１）乗船待機中の旅客及び車両の整理

（２）乗下船する旅客及び車両の誘導

（３）船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作

（４）その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

（船内作業指揮者の所掌）
第４条　船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。
（１）旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
（２）船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降施設の操作
（３）その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第　3　章　　危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）
第５条　危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。
（１）陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者又は副運航管理者に報告すること。
（２）運航管理者又は副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否か、及び当該危険物に火災が発生した場合に消火プランで対応できるものか否かを確認し、法令等に適合しないとき、または消火プランで対応できないときは、運送の引き受けを拒絶しなければならない。
（３）運航管理者又は副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであり、かつ当該危険物に火災が発生した場合に消火プランで対応できるものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し船内作業指揮者に連絡すること。
（４）運航管理者又は副運航管理者は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。
２　刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。

（１）陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに運航管理者又は副運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
（２）運航管理者又は副運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
３　陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前２項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又

は副運航管理者及び船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4　船長及び陸上作業指揮者は、前３項の措置を講じたときは、直ちに当該措置を運航管理者又は副運航管理者に報告するものとする。

第　４　章　　乗下船作業

（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

第６条　駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

2　駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。

3　駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は、嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。

4　駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。

5　陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

（乗船準備作業）

第７条　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客・車両共離岸３０分前から乗船作業を開始する。

2　乗船開始６０分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアーを含む、以下同じ）及び人道橋を架設する。

3　船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（旅客の乗船）

第８条　陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

2　陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。

3　船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。

4　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者又は副運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

（車両の積込み）

第９条　陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

2　陸上の車両誘導係員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内のトラック誘導係員又は乗用車誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合、運転者に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。

3　船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をさせるか又は下船の措置をとるものとする。

4　船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継を受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

5　航送旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け等）

第 10 条　自動車の積付けは、次のとおりとする。

（１）自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。

（２）自動車列の両側に幅６０㎝以上の通路を船首尾方向に設けること。ただし、本船の構造物等の形状等により幅６０ｃｍ以上の通路を設けることが出来ない場合であっても消火活動等を行うために支障がない場合はこの限りではない。

（３）船首尾両端を除き、横方向に幅１ｍ以上の通路を１条以上設け、及び、必要に応じて自動車の前後間に消火活動等を行う十分な幅を設ける事ること。

2　船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。

（１）運転者に対してエンジンを停め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。

（２）トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。

（３）前項の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は副運航管理者及び船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。またミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で航行中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

（車止め及び固縛装置取付作業等）

第 11 条　固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

2　船長は、航行中に気象、海象が次項の１又は２の条件に達すると予想するとき

及びその他の条件により車両が移動するおそれがあると予想さるときは、船内作業指揮者を通じて固縛係員に、原則として積込まれたすべてのトラック、特殊自動車及び危険物積載車に固縛装置を取付ける。

3　船長は、航行中に気象、海象が下記の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し下記の車両について車止めの増強、固縛装置の取付けの実施を指示する。

	船体の横揺れ傾斜角度	車種
1	片舷に6度以上予想される場合	大型車輌 危険物車輌
2	片舷に10度以上予想される場合	全車両

4　固縛係員は、船内作業指揮者の指示に基づき木材積載車等重心の高い自動車には、ロープ等によりオーバーラッシングを行う。

5　船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

6　車輌甲板における積載車輌の移動防止のための固定の手順、要領については、積載車輌固定マニュアルに定めるとおりとする。

（離岸準備作業）

第12条　陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは、車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2　船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。ただし、特別の理由がない限り、トラック可動橋の収納時刻は離岸時刻の５分前、乗用車可動橋の収納時刻は離岸時刻の１０分前とする。

3　収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。

4　船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第１０条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

5　陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻５分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。

6　船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。

7　船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる次項を速やかに船長に報告する。

（１）乗船旅客数及び搭載車両数

（２）第１０条第２項第２号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）
第 13 条　陸上作業指揮者は、離岸時刻の５分前になったときは、出港案内を放送させるとともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し綱取り係員を所定の位置に配置する。

2　船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認の上、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

3　陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取り係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（船内巡視）
第 14 条　船内巡視は別に定める船内巡視要領及び組織により実施する。

2　船長は、荒天等のため臨時に巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3　船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記載する。

（着岸準備作業）
第 15 条　運航管理者又は副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2　陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻１５分前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

（着岸作業）
第 16 条　陸上作業指揮者は、綱取り係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の巻取り等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2　船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3　船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）
第 17 条　船長及び運航管理者又は副運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

（下船準備作業）
第 18 条　船長は、入港に先立ち気象・海象等状況確認後、適切な時期に船内作業指揮者に車両のオーバーラッシング及び固縛装置の取りはずしを指示する。

2　船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは固縛係員を指揮してオーバーラッシング及び固縛装置を取りはずす。

3　船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

4　船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を解放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し舷門を解放する。

5　船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

6　船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

（旅客の下船）

第 19 条　船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指示を受け、舷門にあって人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

（車両の陸揚げ）

第 20 条　船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

（１）運転者は係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

（２）航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2　船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。

3　陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、遮断索をとき、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。

4　船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、トラック誘導係員及び乗用車誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5　船内車両誘導係員は、する。

6　船内車両誘導員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。

7　陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその附近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

（下船の終了）

第 21 条　陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋及び人道橋を収納する。

2　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は副運航管理者及び船長に報告する。

（車両の積込み等の中止）
第 22 条　船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び運航管理者又は副運航管理者にその旨を連絡する。

2　船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は副運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3　船長及び運航管理者又は副運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

大阪南港フェリーターミナルにおける特則

第 23 条　大阪南港フェリーターミナルにおける陸上作業指揮者及び陸上作業員は副運航管理者、運航管理補助者の指揮監督下に置く。

2　大阪南港フェリーターミナルにおける陸上作業指揮者、陸上作業員は、この規程に基づく陸上作業に関する業務を担当するとともに、副運航管理者及び運航管理補助者を補佐するものとする。

3　大阪南港フェリーターミナルにおける陸上業務を担当する陸上作業員の業務は、可動橋の操作、陸上における自動車の整理及び誘導並びに綱取り、綱放しとす
る。陸上業務内容を変更する場合は、大阪南港フェリーターミナルを利用する他の旅客定期航路事業者と協議して定める。

第　5　章　　旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知）
第 24 条　運航管理者又は副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

（１）ご乗船に際しましては係員の指示に従って下さい。

（２）銃砲刀剣類及び毒物爆発物、引火性液体その他危険物の船内への持込みは海上運送法等により堅く禁止されておりますので持込まないようお願い致します。

（３）危険物積載車両は事前に申込んで許可を受けて下さい。

（４）ご乗船の際はヘッドライトを消して徐行し、車の前に割込んだりすることのないよう順序よくご乗船下さい。

（５）下車の際には必ずエンジンを止め、スイッチを切り、サイドブレーキを引き、ドアロックをおかけ下さい。

（６）車両甲板は航海中、立入りが禁止されます。ご注意下さい。

（７）車両甲板その他、禁煙又は火気厳禁区域での喫煙は事故防止のため絶対になさらないようにお願い致します。

（８）船内では車両甲板その他立入りが禁止されている場所には立入らないようお

願い致します。

（９）ご乗船に際しましては船体の構造上、ご乗船の順位が多少相前後することがありますので予めご了承くださいませ。

（10）船内では他人に迷惑をかけるような行為をなさらないで下さい。

（11）旅客が定員に達した場合は切符の発売を中止致します。

（12）お見送りの方の船内への立入は堅くお断りいたします。

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第 25 条　船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む）により周知しなければならない。

（１）旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項

（２）救命胴衣の格納場所、着用方法

（３）非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

（４）車両区域内における注意事項

（５）病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

（６）その他旅客が遵守すべき事項

2　船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

附　　　　則

この規程は、平成１８年１１月１日より実施する。

平成１９年７月１日　　　改正　（乗船待ち旅客に対する遵守事項）

平成２２年３月２６日　改正　（積載車輌固定マニュアル追加）

平成３０年１２月６日　改正　（積載車輌固定マニュアル変更）

事　故　処　理　基　準

平成 18 年 11 月 1 日

四国開発フェリー株式会社

目　　次

第１章	総　　則	1
第２章	事故発生時の通報	1
第３章	事故の処理等	5
第４章	非常対策本部の設置等	7
別　表	関係連絡先一覧表	11

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

（事故の範囲）

第２条　この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（５）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

（１）旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）

（２）衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故

（３）航路の障害､港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

（４）強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

（５）前記（１）～（３）の事象に至るおそれの大きかった事態

（軽微な事故への準用）

第３条　本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第　２　章　　事故等発生時の通報

（非常連絡）

第４条　船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

２　船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「１１８番」による。以後は、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

３　運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明し

たものから逐次電話（ＦＡＸを含む）又は口頭で運輸局等に連絡するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた　上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を　記載した報告様式（ＦＡＸ用紙等）を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4　非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安官署等等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表

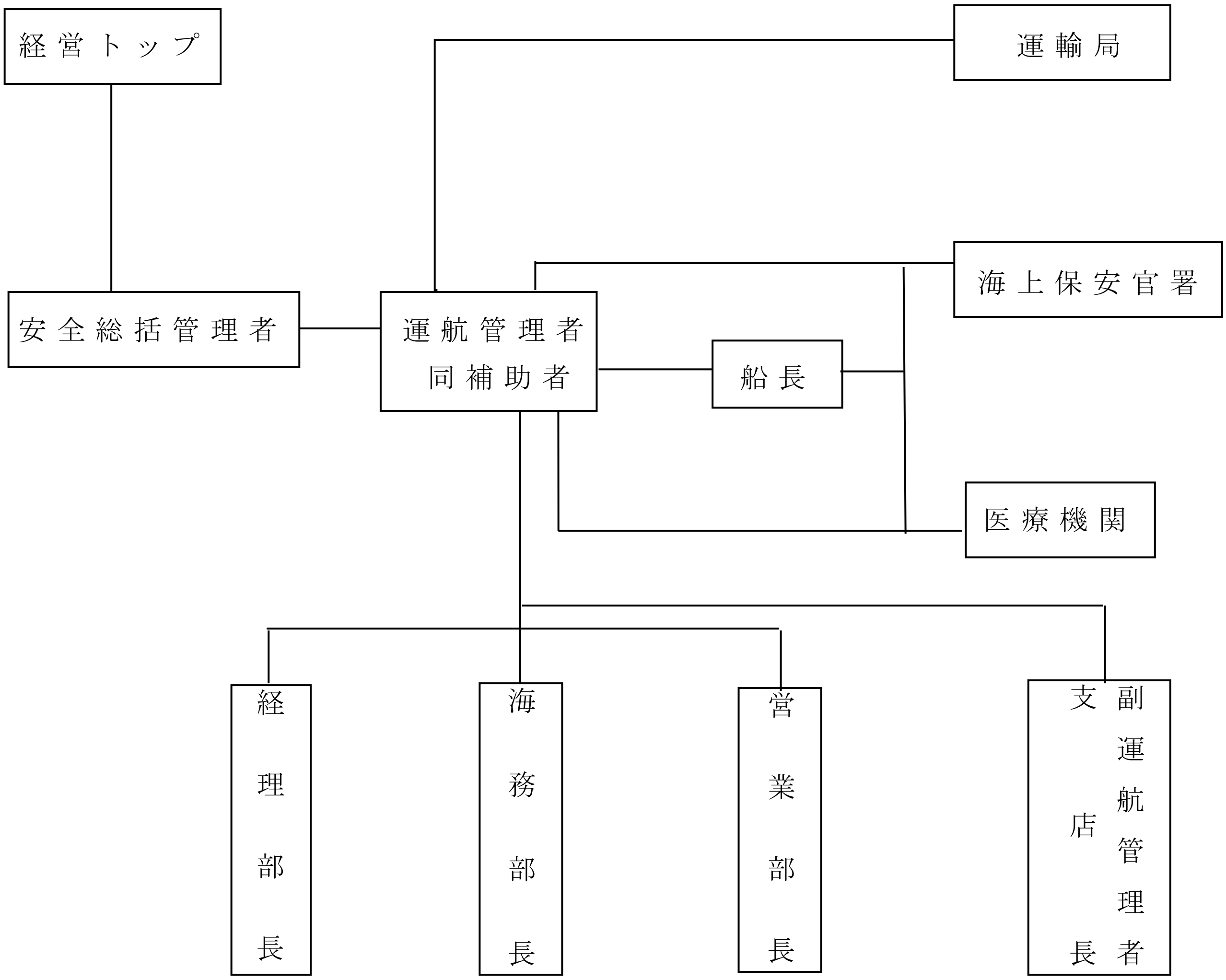

（非常連絡事項）

第５条　事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

（１）全事故等に共通する事項

① 船　名
② 日　時
③ 場　所
④ 事故等の種類
⑤ 死傷者の有無
⑥ 救助の要否
⑦ 当時の気象・海象

（２）事故等の態様による事項

事故等の種類	連　絡　事　項
a　衝　突　事　故	① 衝突状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはｄ項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総ﾄﾝ数、(用)船主・船長名（できれば住所、連絡先）――船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）――船舶衝突の場合
b　乗揚げ事故	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ばす風潮及び波浪、うねりの影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはｄ項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置）
	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因

c　火　災　事　故	③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d　浸　水　事　故	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす波浪及びうねりの影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
e　シージャック、殺人、傷害暴行等の不法行為	① 事故の種類 ② 事故発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が兇器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f　人　身　災　害（行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g　旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h　その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i　インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第　３　章　　事　故　の　処　理　等

（船長のとるべき措置）

第６条　事故が発生したときに、旅客の安全、船体、貨物の安全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（１）海難事故の場合

①　損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討

②　人身災害に対する早急な救護

③　連絡方法の確立（船内及び船外）

④　旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導

⑤　二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（２）不法事件の場合

①　被害者に対する早急な救護

②　不法行為者の隔離又は監視

③　連絡方法の確立（船内及び船外）

④　旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽卒な行為の禁止

⑤　不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第７条　運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

２　運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第４条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

３　事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（１）事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析

（２）海上保安官署への救助要請

（３）行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配

（４）必要人員の派遣及び必要物資の補給等

（５）船長に対する必要事項の連絡及び助言

（６）医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置

（７）乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（運航管理者の指揮する事故処理組織）

第８条　非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者の行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表

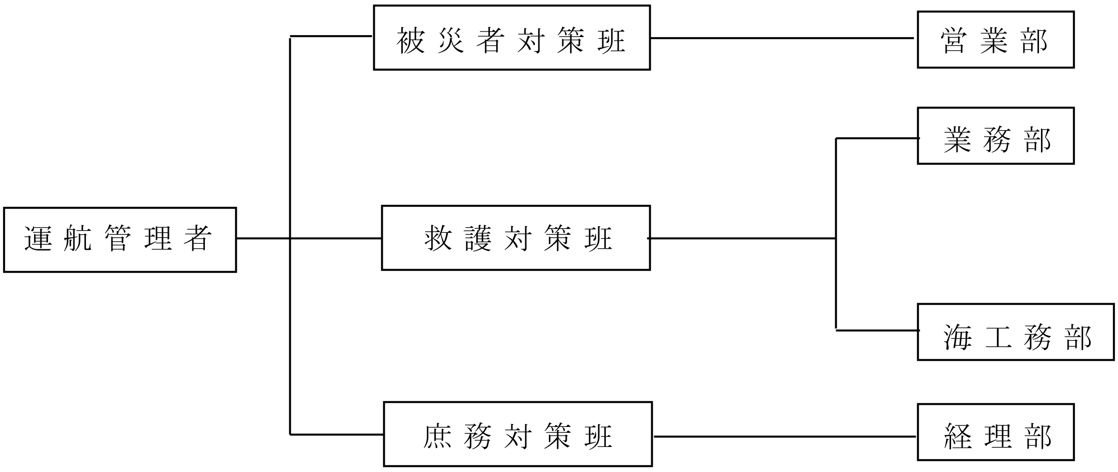

２　運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

３　事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

４　運航管理者は、非常対策本部を発動されることになった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

（医療救護の連絡等）

第９条　船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表（関係連絡先一覧表）により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第 10 条　船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第 11 条　事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	総務部長 経理部長 営業部長 副運航管理者 （関係航路）

第　4　章　　非常対策本部の設置等

（組織及び編成）

第 12 条　非常対策本部の組織及び編成は次のとおりとする。

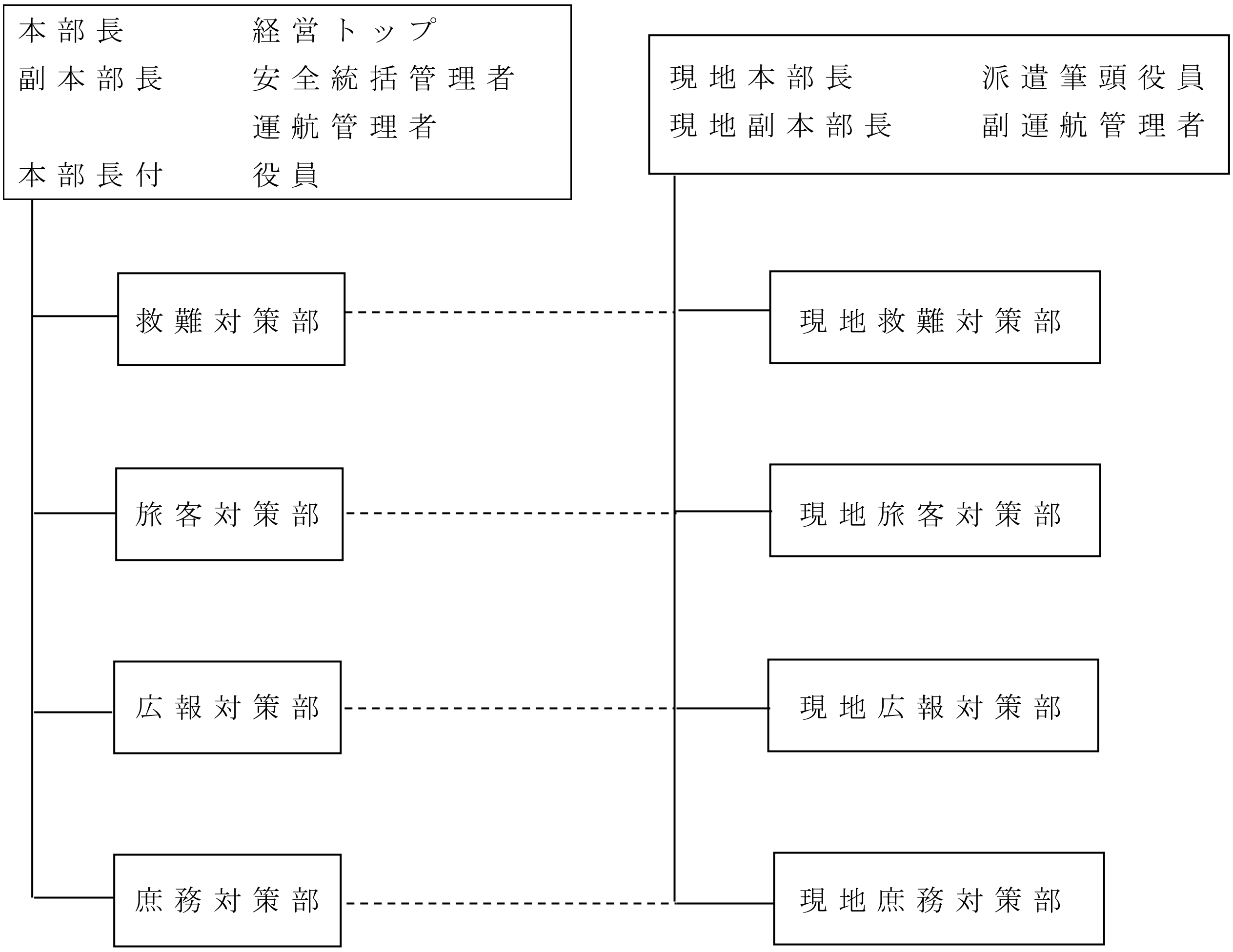

（本社又は東予支店）			（現地）		
本部長	経営トップ		現地本部長	運航管理者又は役員	
副本部長	安全統括管理者		現地副本部長	副運航管理者	
	運航管理者				
本部長付	役員又は副運航管理者				
救難対策部	部長	海工務部長	現地救難対策部	部長	副運航管理者
	部員	海工務員		部員	海工務員及び支店員
旅客対策部	部長	営業部長	現地旅客対策部	部長	営業員
（貨物）	部員	営業員	（貨物）	部員	業務員及び支店員
広報対策部	部長	総務部長	現地広報対策部	部長	支店長
	部員	業務員		部員	業務員及び支店員
庶務対策部	部長	経理部長	現地庶務対策部	部長	支店長
	部員	経理員		部員	支店員

（職務分掌）

第 13 条　非常対策本部（以下本部という）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1　本社及び東予本部員の職務

（１）本部長の職務

本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。

（２）副本部長

副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。

（３）本部長付

本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社又は東予支店及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。

（４）各対策部長

各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し業務の進展状況について逐次本部長に報告する。

（５）対策部員

各対策部員は、各対策部長の命を受け所管の事故処理業務を実施する。

2　現地本部員の職務

（１）現地本部長

現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進展状況については逐次本部長に報告する。

（２）現地副本部長

現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合はその職務を代行する。

（３）現地各対策部長

各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進展状況について本部長に報告する。

（４）現地対策部員

各対策部員は、各対策部長の命を受け所管の事故処理業務を実施する。

3　各対策部の所掌

（１）救難対策部

① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること
② 救難計画の立案及び実施に関すること
③ 船長への連絡及び指示に関すること
④ 関係機関への手配及び連絡に関すること
⑤ その他救難に必要な事項に関すること

（２）旅客対策部

Ａ旅　客　担　当

① 旅客名簿の作成に関すること
② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること
③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること
④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること
⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関すること
⑥ 欠航便の旅客処理に関すること
⑦ 運賃の払戻しに関すること
⑧ 旅客に係る補償に関すること
⑨ その他旅客対策に関すること

Ｂ貨　物　担　当

① 車両、貨物、手小荷物のリストの作成に関すること
② 車両、貨物、手小荷物の損傷及び紛失の状況の把握に関すること
③ 車両、貨物、手小荷物の引渡しに関すること
④ 車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関すること
⑤ その他貨物対策に関すること

（３）広報対策部

① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。
② 被災者の近親者への事故情報の提供に関すること
③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること
④ その他の事故に係る広報に関すること

（４）庶務対策部

① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関すること
② 見舞い及び弔意に関すること
③ 本部の経理に関すること
④ 本部要員の健康管理に関すること
⑤ その他庶務に関すること

関係連絡先一覧表

１、非常連絡先

（海上保安庁）○印は国際ＶＨＦ設置

第六管区海上保安本部	○広島市南区宇品海岸 3-10-17	(082)251-5115
今治海上保安部	○今治市形原１丁目３－２	(0898)22-0118
新居浜海上保安署	新居浜市西原 2-7‐55	(0897)32-0118
高松海上保安部	○高松市朝日新町 1-30	(087)823-4999
坂出海上保安署	○坂出市入舟町 1-6‐10	(0877)46-4999
第五管区海上保安本部	○神戸市中央区波止場 1-1	(078)391-4999
大阪海上保安監部	○大阪市港区築港 4-10-3	(06)6572-4999
神戸海上保安部	神戸市中央区波止場 1-1	(078)331-4999
堺海上保安署	堺市石津西町 20-20	(0722)44-4999

（運　輸　局）

四国運輸局	高松市ｻﾝﾎﾟｰﾄ３番 33 号 高松ｻﾝﾎﾟｰﾄ合同庁舎南館	(087)802-6830
今治海事事務所	今治市形原１丁目３－２	(0898)33-9003
近畿運輸局	大阪市中央区大手前４丁目 1-76 大阪合同庁舎第４号館	(06)6949-6415
神戸運輸監理部	神戸市中央区波止場 1-1	(078)321-7058

（警察署）

西条西警察署	西条市周布 349－１	(0898)64-0110
西条警察署	西条市新田 133 番地１	(0897)56-0110
今治警察署	今治市旭町１丁目	(0898)34-0110
愛媛県警察本部	松山市南堀端町２番地２	(089)934-0110
大阪府警察本部	大阪市中央区大手前３丁目 1-11	(06)6943-1234
住之江警察署	大阪市住之江区新北島 3-1-57	(06)6682-1234
大阪水上警察署	大阪市港区海岸通 1-5-1	(06)6575-1234
新居浜警察署	新居浜市久保田 3-9－8	(0897)35-0110
神戸水上警察署	神戸市中央区港島３丁目番	(078)332-0110

（その他）

西条市西消防署	西条市周布 1684	(0898)68-7910
西条市消防本部	西条市新田 183 番地 1	(0897)56-0251
大阪市水上消防署	大阪市港区築港 3 丁目 1-47	(06)6574-0119
住之江消防署	大阪市住之江区御崎 4 丁目 11-6	(06)6685-0119
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1 丁目 5－1	(0897)34-0119
神戸市水上消防署	神戸市中央区港島 3-2	(078)302-0119

２、医療機関連絡先

周桑病院	西条市壬生川 131	(0898)64-2630 夜間 64-2564
共立病院	西条市三津屋南 9－10	(0898)64-2662
JCHO 大阪みなと中央病院	大阪市港区築港 1－8－30	(06)6572-5721
住之江病院	大阪市住之江区中加賀屋 4－6－2	(06)6685-2401
大阪南港病院	大阪市住之江区北加賀屋 2－11－15	(06)6685-8801
愛媛労災病院	新居浜市南小松原町 13－27	(0897)33-6191
十全総合病院	新居浜市北新町 1－5	(0897)33-1818
六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞ甲南病院	神戸市東灘区向洋町中 2－11	(078)858-1111
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘 1 丁目 21 番 1 号	(078)361-7811

地震防災対策基準

平成 18 年 11 月 1 日

（最終改正日時　令和 3 年 1 月 1 日）

四国開発フェリー株式会社

目　　次

第１章　総則
第２章　防災体制及び情報伝達
第３章　点検及び整備
第４章　船舶の運航中止及び避難等
第５章　教育、訓練及び広報

第１章　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程第３条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

（地震防災対策実施上の基本方針）

第２条　地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が発生した場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

（１）人命の安全確保を最優先とする。

（２）関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

（摘用）

第３条　この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に摘要する。

　　　　東予・新居浜～神戸・大阪航路

第２章　防災体制及び情報伝達

（地震防災対策組織の設置）

第４条　地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合は除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その　組織及び編成を別図１のとおりとする。

（職務及び権限の委任）

第５条　対策組織の要員の職務は、別図２のとおりとする。

（情報の伝達経路）

第６条　地震等に関連する情報の伝達経路は、別図３のとおりとする。

　２　（副）運航管理者（本社、支店の防災対策部長）と船長との連絡は、４００ＭＨz 無線電話により行う。

（旅客に対する情報の伝達）

第７条　本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

２　地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

（１）ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビを視聴できるよう考慮する。

（２）船舶の運航方針等をあわせ伝達する。

（３）市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要項を教示する。

（４）非常の場合の避難要項、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第３章　点検及び整備

（平常時の点検及び整備）

第８条　運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第１１条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

２　船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

３　運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）

第９条　船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第４章　船舶の運航中止及び避難等

（運航中止）

第１０条　地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。
ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

（運航中止後の船舶の避難及び保安）

第１１条　第１０条の規定に従い運航を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い（乗下船の必要性等。以下同じ。）を判断したうえで、下　記（１）から（３）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記（１）または（２）のいずれかに　より避難及び保安措置を講ずる。

（１）　運航基準経路で定めた航路筋の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

（２）　東予・新居浜港又は神戸・大阪港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況の変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ　津波警報等が発令されていないこと。

ロ　海上保安庁による交通規制（入港制限又は避難の勧告）がなされていないこと。

ハ　港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ　市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

（３）　係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置講ずるものとする。

（運航中止後の旅客の取扱い）

第１２条　運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている旅　客の避難が必要とされるときの避難要領については、別紙に定めるところによる。

（避難先等の通報）

第１３条　船長は、第１１条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。

また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

（避難時の留意事項）

第１４条　第１１条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の安全措置を講ずるものとする。

（１）他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。

（２）狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や蛇効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。

（３）錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

（運航の再開）

第１５条　第１０条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

（地震発生後の旅客の下船）

第１６条　第１１条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第１５条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港　へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。

この場合において、津波は、必ずしも第１波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

（発災後の措置）

第１７条　旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第５章　教育、訓練及び広報

（地震防災に関する教育及び訓練）

第１８条　運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

２　地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

（１）地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）地震及び津波に関する一般的な知識

（３）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（４）職員等が果たすべき役割

（５）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（６）今後地震対策とし取り組む必要がある課題

３　地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

（１）地震等に関する情報の収集、伝達

（２）従業員、旅客等の避難に関する事項

（３）旅客に対する広報

（４）資機材等の点検

（地震防災に関する広報）

第１９条　旅客部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

附　　　則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日より実施する。

平成 20 年 1 月 9 日　改正　（詫間港　削除）

平成 26 年 9 月 1 日　改正　（南海トラフ特別措置法施行）

令和 3 年 1 月 1 日　改定　（避難場所変更　東予港　大阪南港）

東予港避難場所

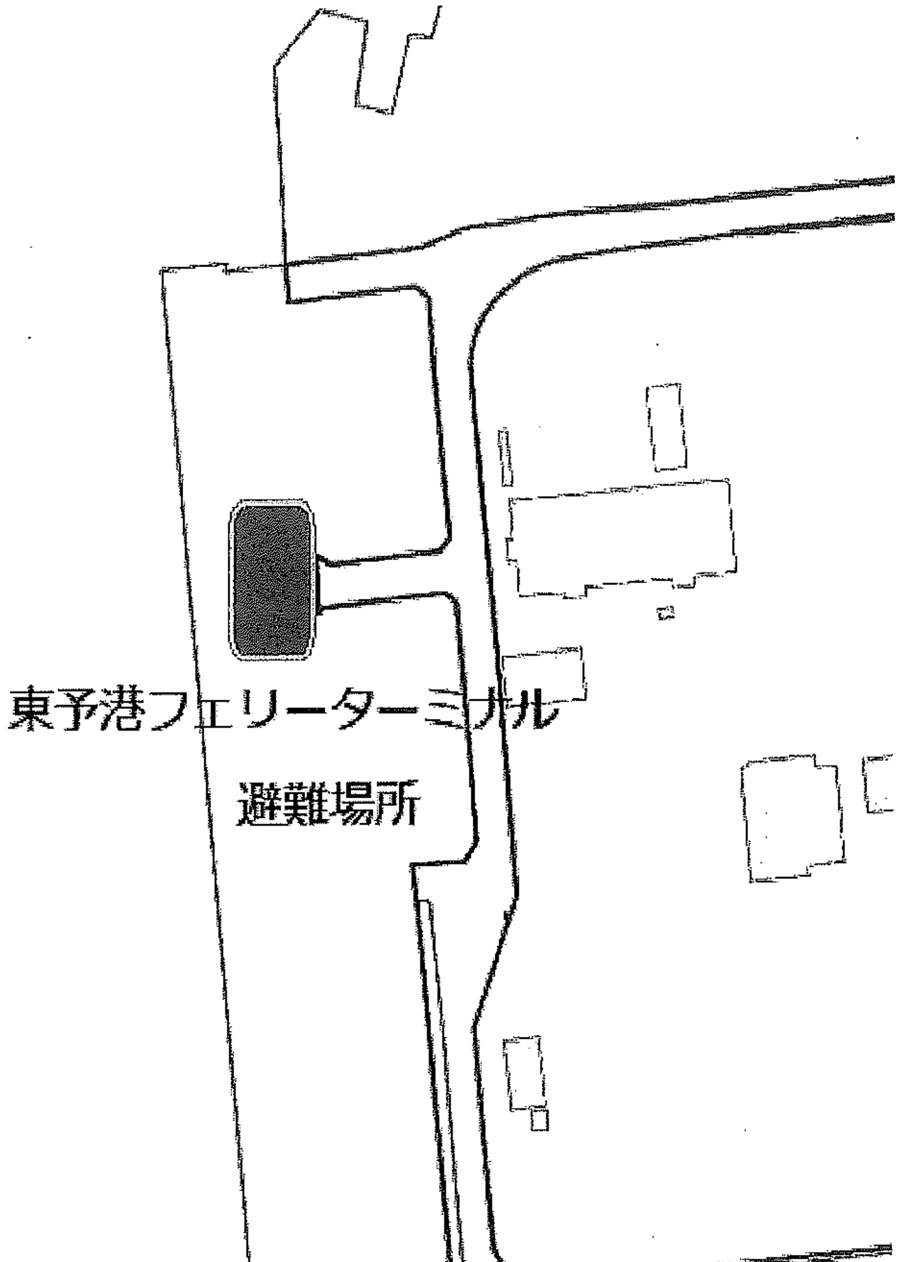

大阪南港避難経路図

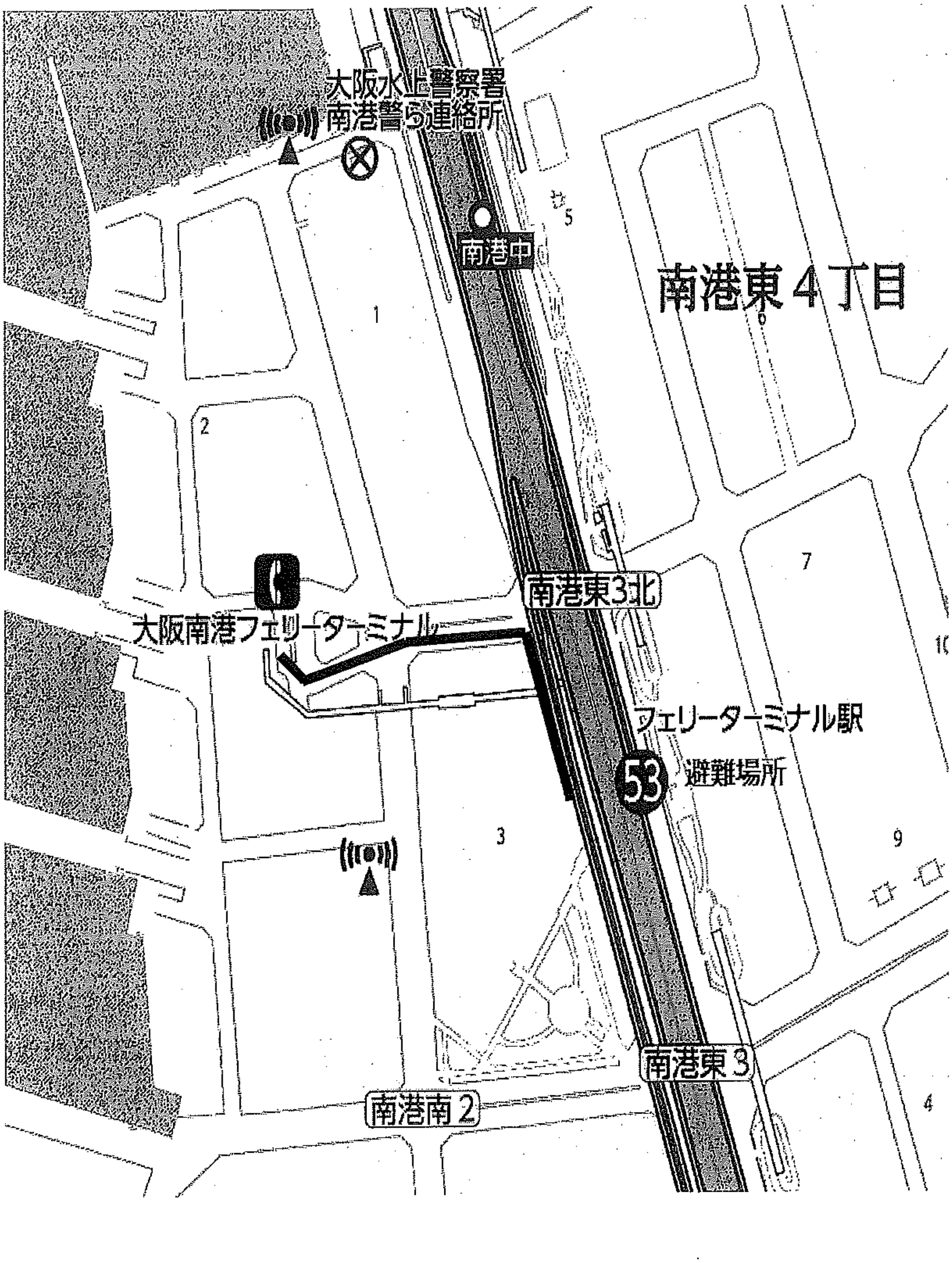

大阪水上警察署
南港警ら連絡所
南港中
南港東４丁目
南港東3北
大阪南港フェリーターミナル
フェリーターミナル駅
53
避難場所
南港東３
南港南２

地震・津波対策マニュアル

（令和3年1月1日改定）

〇南海・東南海地震の想定では、津波の高さを東予港、新居浜港、阪神港とも2～3mと想定し、20cmの津波が到達するまでの時間を東予港、新居浜港では220～240分、阪神港では90～120分としている。
この想定を基に下記のマニュアルを当社の津波対策マニュアルとする。

発令種類	発令別対策
〇津波注意報　1m （20cm≦高さ≦1m）	**地震・津波注意報対策（船舶への避難勧告なし）** ・岸壁付近から人を退去させる（旅客一般） ・構内、船内放送による津波注意報周知 ・係留策の増し取り強化 ・情報収集に努め、陸上荷役設備等に異常なければ、荷役作業の継続
〇津波警報　3m （1m＜高さ≦3m） 〇大津波警報　5m（3m＜高さ≦5m） 10m（5m＜高さ≦10m） 10m超（10m＜高さ）	**津波・大津波警報対策（航海中、係留中、出港中、入港中）** （船舶への避難勧告有り）

航海中	係留中	出港中	入港中
・船内周知（甲板部、機関部、事務部） ・情報入手（目的港、周辺海域） ・機関、スラスターS/B ・出来る限り、安全海域に向かい来襲する津波に備える ・バラスト注水、喫水調整 ・移動物の固縛 ・地震による損傷確認 ・船内アナウンス（旅客への案内） ・運航管理者への状況連絡	・荷役作業を中止する（人道橋、可動橋の格納） ・船内周知（甲板部、機関部、事務部） ・人員点呼後、要員確保 ・停電による陸上設備の作動不可を考慮する ・機関、スラスターS/B ・情報の入手（含むTV視聴） ・船内旅客の下船は船長判断による ・構内、船内放送による津波来襲の恐れの周知 ・岸壁付近から人を退去させる（旅客、一般） ・ターミナル及び船内旅客の避難・誘導 ・係留保船か岸壁沖出しは船長判断による	・荷役作業を中止する（人道橋、可動橋の格納） ・船内周知（甲板部、機関部、事務部） ・停電による陸上設備の作動不可を考慮する ・早急に離岸出港し港外避難 ・船混みが予想される為、ポートラジオ及び船間連絡をとる ・移動物の固縛 ・情報の入手（含むTV視聴） ・船内アナウンス（旅客への案内） ・地震による損傷確認 ・運航管理者への状況連絡	・入港を中止、港外避難 ・船混みが予想される為、ポートラジオ及び船間連絡をとる ・船内周知（甲板部、機関部、事務部） ・情報の入手（含むTV視聴） ・船内アナウンス（旅客への案内） ・移動物の固縛 ・地震による損傷確認 ・出来る限り、安全海域に向かい来襲する津波に備える ・運航管理者への状況連絡

（安全な避難海域）
・広い海域であること
・深い水深であること
・流速の小さいこと
〇東予港・・・燧灘
〇新居浜・・・燧灘
〇阪神港・・・大阪湾南西海域

（機関保護対策）
・H.Full Speed以下に減速する
・冷却水の確保

（時間的余裕の無い場合）
係留保船
・係留策の増し取り（要員確保）
・バラスト注水、喫水調整
・両舷錨S/B、投錨
・移動物の固縛
・防水、防火準備
・運航管理者への状況連絡

旅客、乗組員は陸上避難
・旅客を安全な場所に誘導、案内
・人員の確認
・運航管理者への状況連絡

東予港	新居浜港	神戸港	大阪南港
・東予港 フェリーターミナル	・垣生小学校 （2.1km　26分）	・六甲アイランド小学校 ・向洋中学校 （双方2.0km　24分）	・フェリーターミナル駅 （0.3km　3分）

・人員避難及び離岸方法について、船長と各港陸上責任者が可能な限り協議し対応する。

（時間的余裕のある場合）
離岸沖だし
・両舷錨S/B
・バラスト注水、喫水調整
・綱放しの要員確保
・移動物の固縛
・防水、防火準備
・旅客の誘導、案内
・人員の確認

（時間的余裕の無い場合）
港内投錨
・ドレッジングにより保船
・船内アナウンス（旅客への案内）
・情報の入手
・損傷確認
・運航管理者への状況連絡

（時間的余裕のある場合）
港外避難
・出来る限り、安全海域に避難
・情報の入手
・船内アナウンス（旅客への案内）
・損傷確認
・運航管理者への状況連絡

（備考）1.安全な避難海域、避難場所の選考と所要時間を検討・確認しておく。
2.通信手段が混乱し、不能となることを考慮する。災害時優先電話0898－64－5506
3.旅客人命の安全は陸上での安全な避難場所が優先される。
4.船体の保船は洋上では深水深で広域が優先され、港内ではドレッジングが有効である。
5.海上での津波対策は、出来る限り津波に向首し、速力を減じて波を乗り切る。